

放課後児童クラブの設備運営基準について

- 放課後児童クラブの質を確保する観点から、子ども・子育て関連3法による児童福祉法の改正により、放課後児童クラブの設備及び運営について、省令で定める基準を踏まえ、市町村が条例で基準を定めることとなった
- このため、「社会保障審議会児童部会放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」における議論を踏まえ、平成26年4月に「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号）を策定・公布した

<主な基準>

※職員のみ従うべき基準（他の事項は参酌すべき基準）

支援の目的（参酌すべき基準）（第5条）

- 支援は、留守家庭児童につき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行わなければならない

職員（従うべき基準）（第10条）

- 放課後児童支援員（※1）を、支援の単位ごとに2人以上配置（うち1人を除き、補助員の代替可）

※1 保育士、社会福祉士等（「児童の遊びを指導する者」の資格を基本）であって、都道府県知事が行う研修を修了した者（※2）

※2 平成32年3月31日までの間は、都道府県知事が行う研修を修了した者に、修了することを予定している者を含む

開所日数（参酌すべき基準）（第18条）

- 原則1年につき250日以上

※ その地方における保護者の就労日数、授業の休業日等を考慮して、事業を行う者が定める

その他（参酌すべき基準）

- 非常災害対策、児童を平等に取り扱う原則、虐待等の禁止、虐待等の対応、虐待等の対応、保護者との連絡、関係機関との連携、事故発生時の対応 など

設備（参酌すべき基準）（第9条）

- 専用区画（遊び・生活の場としての機能、静養するための機能を備えた部屋又はスペース）等を設置
- 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上

児童の集団の規模（参酌すべき基準）（第10条）

- 一の支援の単位を構成する児童の数（集団の規模）は、おおむね40人以下

開所時間（参酌すべき基準）（第18条）

- 土、日、長期休業期間等（小学校の授業の休業日）
→ 原則1日につき8時間以上

- 平日（小学校授業の休業日以外の日）
→ 原則1日につき3時間以上

※ その地方における保護者の労働時間、授業の終了時刻等を考慮して、事業を行う者が定める

放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修ガイドラインの概要

【「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」（平成27年5月21日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）】

基本的考え方

- 本ガイドラインは、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。）に基づき、基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する者が、放課後児童支援員として必要となる基本的生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に必要な知識及び技能を習得し、有資格者となるための都道府県知事が行う研修（以下「認定資格研修」という。）の円滑な実施に資するために策定するもの。
- 認定資格研修は、一定の知識及び技能を有すると考えられる基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する者が、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）に従事する放課後児童支援員として必要な知識及び技能を補完し、新たに策定した基準及び放課後児童クラブ運営指針（平成27年3月31日雇児発0331第34号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく放課後児童支援員としての役割及び育成支援の内容等の共通の理解を得るため、職務を遂行する上で必要最低限の知識及び技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識してもらうことを目的として実施するもの。

研修内容等

事 項	主 な 内 容
実施主体	都道府県（都道府県が認定資格研修を実施する上で適当と認める市区町村、民間団体等に一部委託可）
実施内容	
定員	1回の研修の定員は、おおむね100名程度までを想定（認定資格研修の効果に支障が生じない限り、都道府県の実情に応じておおむね100名程度を上回る定員の設定も可）
研修項目・科目及び時間数等	研修項目・科目、研修時間数等は、別紙のとおり（講義及び演習を合わせて24時間）（都道府県の実情に応じて研修科目等を追加しての実施も可）。授業形態は、適宜演習を取り入れたりするなどして学びを深めるような工夫が必要。特に、講師の選定に当たっては、認定資格研修を適切に実施、指導できる者により行われるよう十分配慮する必要がある。
研修期間等	1回の研修の期間は、原則として2～3か月以内で実施（都道府県の実情に応じて2期に分けて実施するなど6か月の範囲内での実施も可） 研修の時間帯及び曜日の設定については、都道府県の実情に応じて受講者が受講しやすいよう適宜工夫が必要。
研修教材	研修カリキュラムを適切に実施する上で適当なものを使用
科目の一部免除	既に取得している資格等に応じて、以下のとおり、研修科目の一部について免除が可能。

事 項	主 な 内 容
科目の一部免除 (続き)	① 基準第10条第3項第1号に規定する保育士の資格を有する者 「2-④ 子どもの発達理解」、「2-⑤ 児童期(6歳～12歳)の生活と発達」、「2-⑥ 障害のある子どもの理解」、「2-⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解」(計4科目) ② 基準第10条第3項第2号に規定する社会福祉士の資格を有する者 「2-⑥ 障害のある子どもの理解」、「2-⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解」(計2科目) ③ 基準第10条第3項第4号に規定する教諭となる資格を有する者 「2-④ 子どもの発達理解」、「2-⑤ 児童期(6歳～12歳)の生活と発達」(計2科目) 【免除の考え方】 ○基準第10条第3項に規定する保育士又は社会福祉士の資格を有する者、学校教育法の規定により、小学校等の教諭となる資格を有する者については、国が定めた公的な養成課程において必要な科目を履修し、一定の資質が担保されているということを前提として、認定資格研修で受講したと同等の基礎的な知識等を既に有していると認められる科目についてのみ免除を行うこととし、放課後児童支援員として必要な専門性に係る知識及び技能の習得に関する科目については免除の対象としない。
既修了科目の 取扱い	受講者が認定資格研修受講中に、他の都道府県に転居した場合や病気等のやむを得ない理由により認定資格研修の一部を欠席した場合等における既修了科目の取扱いについては、既に履修したものとみなし、認定資格研修を実施した都道府県は、受講者に対し「一部科目修了証」の発行が可能。
修了評価	研修修了者の質の確保を図る観点から、適正に行われる必要があるが、都道府県は、例えば、1日単位でレポート又はチェックシートを提出させるなど、各受講者が放課後児童支援員として業務を遂行する上で必要最低限の知識・技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得の認識を確認。 受講者が提出するレポート又はチェックシートには、科目の履修又は認定資格研修全体を通じて学んだこと、理解したこと、今後役に立つと思われること、研修講師の評価などを記載してもらうことを想定しており、レポート又はチェックシート自体に理解度の評価(判定)を行って、科目履修の可否を決定することまでは想定していないことに留意。

事 項	主 な 内 容
実施手続	
受講の申込み及び受講資格の確認	都道府県は、受講希望者が受講の申込みをするに当たり、市区町村を経由させて、受講申込書を提出させることも可能。その際、基準第10条第3項の各号のいずれかに該当するかの確認(各種資格証や修了証明書、実務経験証明書の原本若しくはその写し等)を、市町村と連携及び協力して円滑に実施。 なお、基準第10条第3項第9号に該当するかの確認は、当該市区町村が認定したことの証しを添付させるなどの方法により実施。
受講者本人の確認	都道府県は、受講者本人であることの確認を併せて行うこととし、住民票の写し、健康保険証、運転免許証、パスポート等の公的機関発行の証明書等を提出又は提示させ、本人確認を実施。 なお、これらの確認を行うに際しては、受講希望者に対して、募集時等に必要情報の周知が必要。
受講場所	原則として、現に放課後児童クラブに従事している者はその勤務地の都道府県で、それ以外の者は現住所地の都道府県で受講。
修了の認定・修了証の交付	都道府県は、認定資格研修の全科目を履修し、放課後児童支援員としての必要な知識及び技能を習得したと認められる者に対して、修了の認定を行い、全国共通様式による「放課後児童支援員認定資格研修修了証」[賞状形式及び携帯用形式]を都道府県知事名で交付(委託は不可)。
認定等事務	
認定者名簿の作成	都道府県は、「放課後児童支援員認定資格研修修了証」を交付した者の必要事項【氏名、生年月日、現住所又は連絡先、修了年月日、修了証番号等】を記載した「〇〇都道府県放課後児童支援員認定者名簿」を作成。
認定者名簿の管理	都道府県は、認定者名簿を管理するに際して、個人情報保護に十分留意して、安全かつ適切な措置を講ずるとともに、永年保存とし、修了証の再交付等に対応できる体制を整備。
修了証の再交付等	都道府県は、認定を受けた者が、認定者名簿に記載された内容(氏名、現住所又は連絡先)に変更が生じたこと、又は修了証を紛失(又は汚損)したことの申し出があった際には、速やかに、修了証の再交付等の手続に対応。
認定の取消	都道府県は、認定を受けた者が、次の事由に該当すると認められる場合、当該者の認定者名簿からの削除が可能。 ① 虚偽又は不正の事実に基づいて認定を受けた場合 ② 虐待等の禁止(基準第12条)に違反した場合 ③ 秘密保持義務(基準第16条第1項)に違反した場合 ④ その他放課後児童支援員としての信用失墜行為を行った場合 など

事 項	主 体	内 容
研修会参加費用		研修会参加費用のうち、資料等に係る実費相当部分、研修会場までの受講者の旅費及び宿泊費については、受講者又は運営主体が負担。
費用		国は、都道府県に対して、認定資格研修の実施に要する経費について、別に定めるところにより補助。 (※)認定資格研修を受講する際の代替職員の雇上げ経費及び研修会場までの旅費については、運営費に計上。

本ガイドラインの位置づけ

※ 本ガイドラインは、実施主体である都道府県が認定資格研修を円滑に実施するために必要な研修内容や実施方法等を網羅的に規定したものであり、認定資格研修の一定の質の確保及び国全体としての一定の均質化を図ることを目的に、全国共通の基本的な指針として位置づけることとし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言として、「放課後児童支援員認定資格研修事業(都道府県認定資格研修ガイドライン)実施要綱」を平成27年5月21日付けで都道府県あて通知を发出。

認定の仕組み(都道府県の事務の主な流れ)



1. 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の理解【4. 5時間(90分×3)】

- ① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
- ② 放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護
- ③ 子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ

2. 子どもを理解するための基礎知識【6. 0時間(90分×4)】

- ④ 子どもの発達理解
- ⑤ 児童期(6歳～12歳)の生活と発達
- ⑥ 障害のある子どもの理解
- ⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解

3. 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援【4. 5時間(90分×3)】

- ⑧ 放課後児童クラブに通う子どもの育成支援
- ⑨ 子どもの遊びの理解と支援
- ⑩ 障害のある子どもの育成支援

4. 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力【3時間(90分×2)】

- ⑪ 保護者との連携・協力和相談支援
- ⑫ 学校・地域との連携

5. 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応【3時間(90分×2)】

- ⑬ 子どもの生活面における対応
- ⑭ 安全対策・緊急時対応

6. 放課後児童支援員として求められる役割・機能【3時間(90分×2)】

- ⑮ 放課後児童支援員の仕事内容
- ⑯ 放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守

合計 24時間(16科目)

「放課後児童クラブ運営指針」策定の経緯及びポイント

策定の必要性

- 放課後児童クラブについては、平成19年に「放課後児童クラブガイドライン」を策定し、運営するに当たって必要な基本的事項を示すことで、各市町村における質の向上を図るための取組を進めてきたところである。
- 平成24年の児童福祉法の改正により、市町村は、国が省令で定める設備及び運営の基準を踏まえて条例で基準を定めなければならないこととされ、国において、平成26年4月に「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）」を策定し、全国的に一定水準の質の確保に向けた取組をより一層進めることとした。
- 平成27年4月からは、省令基準を踏まえて各市町村において策定される条例に基づき、放課後児童クラブが運営されることになるが、その運営の多様性を踏まえつつ、放課後児童クラブにおいて集団の中で子どもに保障すべき生活環境や運営内容の水準を明確化し、事業の安定性及び継続性を確保していくことが必要である。
- このため、これまでの「放課後児童クラブガイドライン」を見直し、国として運営及び設備に関するより具体的な内容を定めた運営指針を新たに策定することとした。

策定の3つの視点

- ① 放課後児童クラブの運営実態の多様性を踏まえ、「最低基準」としてではなく、望ましい方向に導いていくための「全国的な標準仕様」としての性格を明確化
- ② 子どもの視点に立ち、子どもの最善の利益を保障し、子どもにとって放課後児童クラブが安心して過ごせる生活の場となるように、放課後児童クラブが果たすべき役割を再確認し、その役割及び機能を適切に発揮できるような観点で内容を整理
- ③ 子どもの発達過程や家庭環境なども考慮して、異なる専門性を有して従事している放課後児童支援員等が子どもとどのような視点で関わるかが求められるのかという共通の認識を得るために必要となる内容を充実

運営指針の4つのポイント

- ① 放課後児童クラブの特性である「子どもの健全な育成と遊び及び生活の支援」を「育成支援」と定義し、その育成支援の基本的な考え方を第1章の総則に新たに記載
- ② 児童期の発達の特徴を3つの時期区分ごとに整理するとともに、子どもの発達過程を踏まえて集団の中での子どもも同士の関わりを大切に育て育成支援を行う際の配慮すべき事項等を第2章に新たに記載
- ③ 放課後児童クラブにおける「育成支援」の具体的な内容を子どもの立場に立った観点から網羅的に記載するとともに、障害のある子どもや特に配慮を必要とする子どもへの対応については、より具体的な受入れに当たったでの考え方や留意すべき点なども加味して、第3章に新たに記載
- ④ 運営主体が留意すべき点として、子どもや保護者の人権への配慮、個人情報や守秘義務の遵守及び事業内容の向上に関する事など、放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理等について、第7章に新たに記載

○ 「放課後児童クラブ運営指針」の策定に当たっては、国の調査委託事業の中で、見直しに関する委員会及びWGを設置して検討を行い、平成27年2月に報告書の提出を受け、本報告書の内容等を踏まえ、「放課後児童クラブ運営指針」を策定した。
委員会等のメンバーは、以下のとおり。
(五十音順、敬称略、◎は座長、○はWG座長、＊はWGメンバー)

氏名	所 属	氏 名	所 属
秋元 紀子＊	文京区男女協働子育て支援部児童青少年課	佐藤 晃子＊	九州産業大学非常勤講師
飯野 美伽＊	湯島児童館 主査 育成室担当	田丸 敏高	福山市立大学教育学部児童教育学科教授
岡部 浩	目黒区子育て支援部子ども家庭課子ども家庭係	中川 一良＊	社会福祉法人健光園 京都市北白川児童館館長
尾木 まり＊	母子自立支援員・婦人相談員	◎野中 賢治＊	鎌倉女子大学非常勤講師
	千葉県浦安市こども部青少年課長	柳澤 邦夫	栃木県上三川町立北小学校校長
	有限会社エムアンドエムインク	<事務局>	
小野 さとみ＊	子どもの領域研究所所長		
◎柏女 霊峰	東京都町田市南大谷学童保育クラブ 主任指導員 淑徳大学総合福祉学部社会福祉学科教授		
		山岡 由加子＊	みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部福祉・労働課 上席課長

運営指針の構成

- 第1章から第7章までの構成で、放課後児童クラブにおける育成支援の内容や運営に関する留意すべき事項などを網羅的に記載し、運営していく上での基本的な事項を定めている。
- 各放課後児童クラブは、この運営指針を踏まえ、それぞれの実態に応じて創意工夫を図り、質の向上と機能の充実に努めていく。

第1章 総則

放課後児童クラブ運営指針の趣旨と育成支援の基本的な考え方を示し、全体像を理解できる内容を規定

- 1. 総則 2. 放課後児童健全育成事業の役割 3. 放課後児童クラブにおける育成支援の基本

第2章 事業の対象となる子どもの発達

児童期（6～12歳）の発達の特徴を3つの時期区分ごとに整理し、育成支援に当たって配慮すべき内容を規定

- 1. 子どもの発達と児童期 2. 児童期の発達の特徴 3. 児童期の発達過程と発達領域 4. 児童期の遊びと発達 5. 子どもの発達過程を踏まえた育成支援における配慮事項

第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容

育成支援を行うに当たって子どもが主体的に過ごし、一人ひとりと集団全体の生活を豊かにしていくために必要となる援助の具体的な方法や障害のある子どもなどに適切に対応していくために留意すべきこと、保護者との信頼関係の構築などの内容を規定

- 1. 育成支援の内容 2. 障害のある子どもへの対応 3. 特に配慮を必要とする子どもへの対応 4. 保護者との連携 5. 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務

第4章 放課後児童クラブの運営

省令基準に基づく職員体制や集団の規模等の具体的な内容を規定

- 1. 職員体制 2. 子どもの集団の規模 3. 開所時間及び開所日 4. 利用の開始等に関わる留意事項 5. 運営主体 6. 労働環境整備 7. 適正な会計管理及び情報公開

第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策

省令基準に基づく施設及び設備の環境整備と感染症や事故などへの対応方法等の具体的な内容を規定

- 1. 施設及び設備 2. 衛生管理及び安全対策

第5章 学校及び地域との関係

連携に当たっての情報交換等の必要性や方法等の内容を規定

- 1. 学校との連携 2. 保育所、幼稚園等との連携 3. 地域、関係機関との連携 4. 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ

第7章 職場倫理及び事業内容の向上

運営主体の責務と放課後児童支援員等の倫理意識の自覚、研修等の事業内容向上の取組内容を規定

- 1. 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理 2. 要望及び苦情への対応 3. 事業内容向上への取り組み

運営指針の主な内容

第1章 総則

- 「子どもの健全な育成と遊び及び生活の支援」を「育成支援」と定義し、その基本的考え方として、子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整え、安全面に配慮しながら子どもが自ら危険を回避できるようにしていくとともに、子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるように、自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等により、子どもの健全な育成を図る。
- 放課後児童クラブの役割として、児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの最善の利益を考慮して育成支援を推進し、学校や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、保護者と連携して育成支援を行うとともに、その家庭の子育てを支援する役割を担う。

第2章 事業の対象となる子どもの発達

- 放課後児童クラブでは、放課後等に子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるようにすることが求められるため、放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、発達の個人差を踏まえて一人ひとりの心身の状態を把握しながら育成支援を行うことが必要である。
- 児童期の発達の主な特徴としては、
 - ・ ものや人に対する興味が広がり、その探求のために自らを律することができるようになる
 - ・ 学校、地域など子どもが関わる環境が広がり、多様な他者との関わりを経験するようになる
 - ・ 集団や仲間で活動する機会が増え、その中で規律と個性を培うとともに、他者と自己の多様な側面を発見できるようになる
- 児童期の発達過程は個人差が大きく、目安として、おおむね6歳～8歳（低学年）、9歳～10歳（中学年）、11歳～12歳（高学年）の3つの時期に区分して捉え、その発達過程を踏まえ、子ども一人ひとりの心身の状態を把握しながら、集団の中での子ども同士の関わりを大切に育て育成支援を行うことが求められる。

第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容

- 放課後児童クラブは、年齢や発達の状況が異なる多様な子ども達が一緒に過ごす場であり、放課後児童支援員等には、それぞれの子ども達の発達の特徴や子ども同士の関係を捉えながら適切に関わることで、一人ひとりと集団全体の生活を豊かにすることが求められる。
- 育成支援に当たって、放課後児童支援員等に求められる主な内容は以下のとおり。

- ① 子どもが自ら進んで放課後児童クラブに通い続けられるようにする援助
- ② 子どもの出欠席と心身の状態を把握した適切な援助
- ③ 子ども自身が見通しを持って主体的に過ごせるようにする援助
- ④ 日常生活に必要な基本的な生活習慣を習得できるようにする援助
- ⑤ 子どもが発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるようにする援助
- ⑥ 子どもが自分の気持ちや意見を表現できるようにする援助
- ⑦ 子どもにとって放課後の時間帯に栄養面や活力度から必要とされるおやつなどの適切な提供
- ⑧ 子どもが安全に安心して過ごすことができるような環境の整備や緊急時に適切な対応ができるようにする援助
- ⑨ 放課後児童クラブでの子どもの様子を日常的に保護者に伝え、家庭と連携した育成支援

「放課後児童クラブ運営指針」の概要③

- 障害のある子どもへの対応については、包容・参加（インクルージョン）の考え方に立ち、放課後児童クラブを利用する機会が確保されるように適切な配慮及び環境整備を行い、可能な限り受入れに努めるとともに、放課後児童クラブでの子ども達との生活を通して共に成長できるように、見通しを持って計画的な育成支援を行う。
- 児童虐待が疑われる場合には、放課後児童支援員等は各自の判断だけで対応することは避け、運営主体の責任者と協議の上で、市町村又は児童相談所に速やかに通告し、関係機関と連携して適切な対応を図らなければならない。
- 放課後児童支援員等は、子どもの家庭環境についても配慮し、家庭での養育について特別の支援が必要な状況を把握した場合には、子どもと保護者の安定した関係の維持に留意しつつ、市町村や関係機関と連携して適切な支援につなげるように努める。
- 子どもの遊びや生活の様子を日常的に保護者に伝え、子どもの状況について家庭と情報を共有するとともに、育成支援を通じて保護者との信頼関係を築くことに努める。

第4章 放課後児童クラブの運営

- 放課後児童クラブには、年齢や発達の状況が異なる子どもを同時にかつ継続的に育成支援を行う必要があること、安全面での管理が必要であること等から、支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員等を置くこととし、その勤務時間については、子どもの受入れ準備や打合せ、育成支援の記録作成等、開所時間の前後に必要となる時間を含めて設定されることが求められる。
- 子ども集団の規模（支援の単位）は、子どもが相互に関係性を構築したり、1つの集団としてまとまりをもって共に生活したり、放課後児童支援員等が個々の子どもと信頼関係を築いたりできる規模として、おおむね40人以下とする。
- 開所時間については、学校の授業の休業日は1日につき8時間以上、それ以外の日は1日につき3時間以上、開所日については、1年につき250日以上を原則として、保護者の就労時間、学校の授業の終了時刻その他の地域の実情等を考慮して、当該放課後児童クラブごとに設定するが、新1年生については、保育所との連続性を考慮し、4月1日より受け入れを可能にする必要がある。
- 運営主体は、利用を希望する保護者等に必要な情報を提供するとともに、新1年生の環境変化に配慮して、利用の開始の前に、子どもや家庭の状況、保護者のニーズ及び放課後児童クラブでの過ごし方について十分に保護者等と情報交換することが求められる。
- 運営主体は、放課後児童支援員等の労働実態や意向を把握し、放課後児童支援員等が健康で意欲を持って就業できるように、労働環境の整備に努める必要がある。

第5章 学校及び地域との関係

- 子どもの生活の連続性を保障するために、学校との情報交換や情報共有、職員同士の交流等を、日常的、定期的に積極的に行い、その実施に当たっては、個人情報保護や秘密の保持についてあらかじめ取り決めておく。
- 新1年生の子どもの発達と生活の連続性を保障するために、保育所、幼稚園等と子どもの状況について情報交換や情報共有を行う。

「放課後児童クラブ運営指針」の概要④

- 放課後児童クラブに通う子どもの生活について地域の協力が得られるように、自治会・町内会や民生委員・児童委員(主任児童委員)等の地域組織や子どもに関わる関係機関等と情報交換や情報共有、相互交流を図るとともに、事故、犯罪、災害等から子どもを守るため、地域住民と連携、協力して子どもの安全を確保する取り組みを行う。
- 児童館の中で実施する場合は、放課後児童クラブに通う子どもの育成支援の環境及び水準が担保されるようにする。

第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策

- 放課後児童クラブには、子どもが安全に安心して過ごし、体調の悪い時等に静養することができる生活の場としての機能と、遊び等の活動拠点としての機能を備えた専用区画が必要であり、その面積は、子ども1人につきおおむね1.65㎡以上を確保し、室内のレイアウトや装飾、採光等にも配慮し、子どもが心地よく過ごせるように工夫することが求められる。
- 衛生及び安全が確保された設備を備え、生活に必要な備品、遊具及び図書を備える。また、日常の衛生管理に努め、医療品を備える。
- 事故やケガを防止するために、室内及び屋外の環境の安全性について毎日点検し、必要な補修等を行うとともに、その防止に向けた対策や発生時の対応に関するマニュアルを作成し、放課後児童支援員等の間で共有する。
- おやつを提供に際して、食物アレルギー事故、窒息事故等を防止するため、放課後児童支援員等は応急対応について学んでおく。
- 運営主体は、市町村との連携のもとに災害等の発生に備えて具体的な計画及びマニュアルを作成し、定期的に(少なくとも年2回以上)訓練を行うなどして適切かつ迅速に対応できるようにしておく。また、外部からの不審者等の侵入防止の措置や訓練などの対応を図る。

第7章 職場倫理及び事業内容の向上

- 運営主体は、社会的信頼を得るとともに、法令を遵守し、子どもや保護者の人権に十分配慮しながら、一人ひとりの人格を尊重するなど、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるように組織的に取り組む必要がある。
- 放課後児童支援員等は、仕事を進める上での倫理を自覚して、育成支援の内容の向上に努めなければならない。
- 子どもや保護者等からの要望や苦情に対しては、迅速かつ適切に、誠意を持って対応し、その内容や対応について職員間で共有する。
- 放課後児童支援員等は、情報交換や情報共有を図り、事例検討を行うなど相互に協力して自己研鑽に励み、育成支援に当たった課題等について意見交換を行うことにより、事業内容を向上させるように努める。
- 運営主体は、職場内での教育訓練や研修のみならず、職場を離れての研修の機会を確保し、その参加を保障するとともに、職員が自発的、継続的に研修に参加できるように、研修受講計画を策定するなどに取り組んでいくことが求められる。
- 運営主体は、その運営の内容について自己評価を行い、その結果を公表するように努め、評価を行う際には、子どもや保護者の意見を取り入れて行うことが求められるとともに、評価の結果については、職員間で共有し、事業内容の向上に生かす。

1. 調査主旨

平成27年度に社会保障審議会児童部会の下に設置した「遊びのプログラム等に関する専門委員会（以下、「専門委員会」という。）」において、時代の要請に対応した障害児や配慮を必要とする子どもを含めた新たなプログラムの開発などを検討することとしているが、特に、発達障害など子どもの特性を踏まえた取組を推進するプログラムなどの全国的な普及啓発を図るため、専門委員会において、こうしたプログラムの実践事例の把握を行うとともに、プログラムを積極的に実践している、または実践しようとしている児童館を選定（指定）する。

当該経費は、モデル的にプログラムを実践することにより、当該プログラムが子どもたちの成長発達段階において、どのような効果をもたらすのかなどを分析し、ひいては、地域の児童館等が果たすべき機能及び役割についての検証、検討に資するための調査研究を実施する。

2. 実施内容

- 専門委員会において、プログラムの実践事例の把握及び検討を行った上で、プログラムを実践する児童館（以下、「モデル児童館」という。）を10か所選定（指定）

→ モデル児童館の選定（指定）に当たっては、児童館等の規模、地域性及び利用者の年齢等を考慮

モデル児童館における取組内容

① 調査研究委員会の設置

- ・モデル児童館において、効果的にプログラムを実践するために、プログラム講師、地域の有識者、児童館職員などで構成される調査研究委員会を設置
- ・具体的な実施方法、実施体制、実施時期などについて検討



② プログラムの実施

- ・プログラム実施の事前打ち合わせ
- ・プログラムの実施
→ 調査研究の成果として記録するため、プログラム実施までの検討経過や実施内容、参加者の声などを収録したDVDを作成
- ・事後アンケートの実施



③ 報告書の作成

- ・調査研究委員会において、プログラムの実施内容や参加者の反応、プログラム実施の効果などをまとめた報告書を作成
- ・報告書の作成に当たっては、実践したプログラムが子どもたちの成長発達段階においてどのような効果をもたらすのかなどの観点も取り入れるよう留意



3. 要求内容

- 平成28年度予算案 37,340千円（モデル児童館1か所あたり 3,734千円 × 10か所）

現状と課題

■活動の範囲

- ・業務の範囲を超えた活動
- ・法律等による「協力」、「連携」による過剰な業務
- ・「個別支援活動」、「民児協活動」、「地域の福祉活動」のバランス
- ・「見守り」は民生委員・児童委員が中心に行うべきものという雰囲気

■求められる役割の多様化と負担

- ・世帯の課題の複雑化・多様化による支援の困難性
- ・居住環境（大規模高層住宅、市町村合併）による定数基準の妥当性
- ・民生委員・児童委員活動中の事故等への対応
- ・経験の少なさ（Ⅰ期、Ⅱ期（6年未満）が6割）
- ・地域での様々な「充て職」

■対応する問題の複雑化・多様化と力量

- ・経歴による福祉への精通度合い
- ・生活困窮者や複雑・多様化する世帯の問題への理解
- ・認知症高齢者、障害者などの特性への理解 ・外国籍住民への対応

■災害時の活動

- ・広範囲な活動範囲と時間的、財政的な負担
- ・避難生活の長期化による心の健康問題等の専門職との連携
- ・避難行動要支援者の避難支援の直接の担い手としての期待

■個人情報取扱と関係機関との情報共有

- ・要支援者情報の行政や関係機関からの提供
- ・個人情報の取扱に関する理解
- ・自治会や町内会、福祉協力員との情報共有

■活動への支援・協力的体制

- ・サポート体制
- ・専門職との関わり
- ・連合民児協、単位民児協機能の強化

■社会的な理解の促進と継続性の確保

- ・民生委員制度・活動の理解（行政や関係機関、地域住民）
- ・民生委員・児童委員の制度・活動に対する理解
- ・児童委員・主任児童委員制度・活動の役割に対する周知
- ・新任民生委員・児童委員に対する制度・活動に対する説明

提言

早期に対応できるもの

（1）活動への支援の充実

- ① 民生委員・児童委員が安心して活動するための取組
 - ・保険制度
- ② 民生委員・児童委員、民児協活動への支援
 - ・活動費
 - ・行政のサポート体制
- ③ 災害時の民生委員・児童委員活動への支援
 - ・関係機関との連携
 - ・地域福祉計画への位置づけ

（2）力量を高める取組

- ① 研修の充実
- ② 都道府県等における民生委員・児童委員活動の評価
- ③ 民生委員・児童委員活動に参加できるよう職場、家族、地域団体の理解と協力の促進

（3）自治体等の理解の促進に向けた取組（主に制度）

- ① 民生委員・児童委員制度・活動の正しい理解の促進
- ② 個人情報取扱の適切な理解による活動しやすい環境づくり

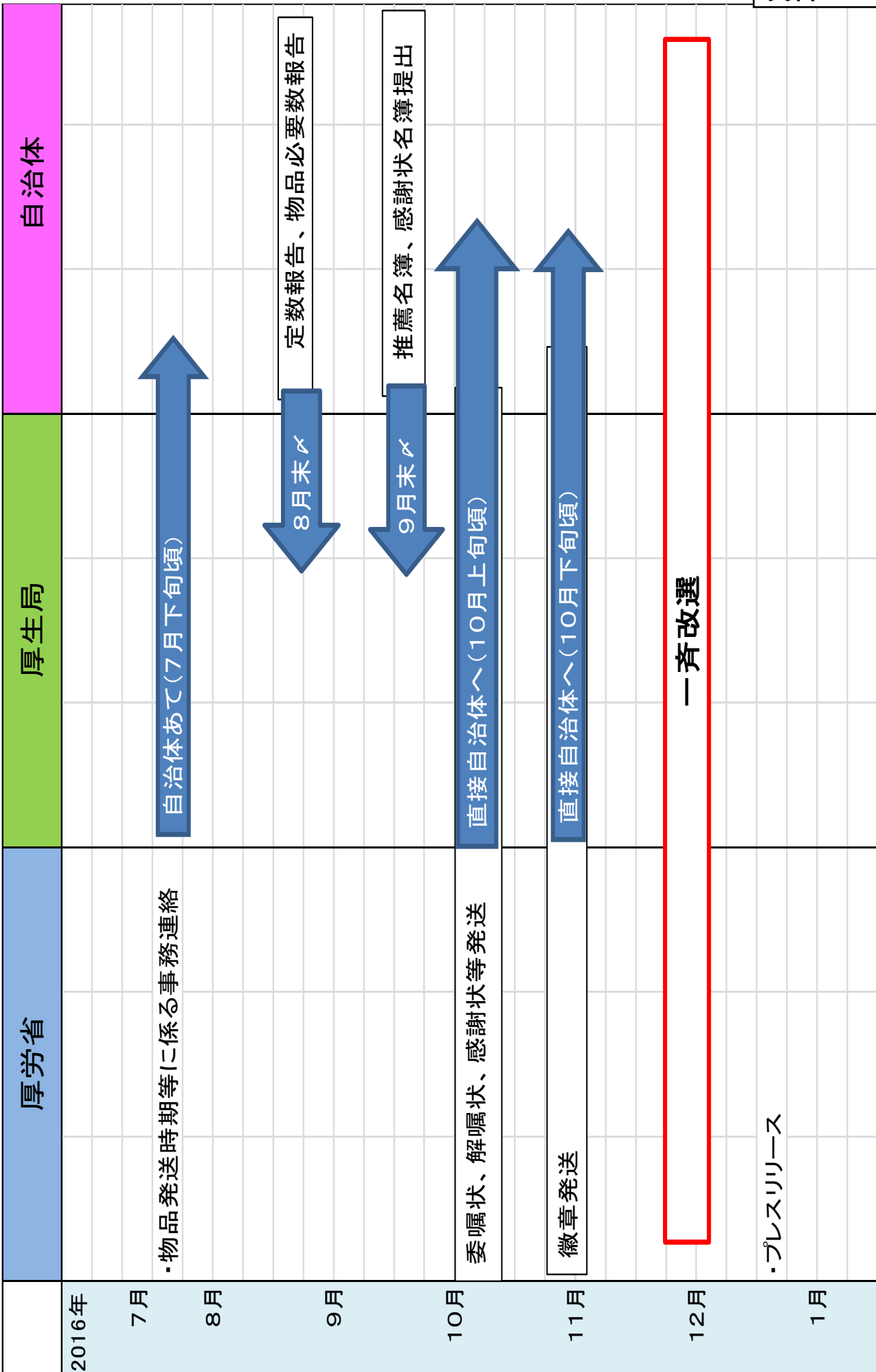
（4）国民の理解の促進に向けた取組（主に活動）

- ① 創意工夫による広報への取組
- ② 「なり手」不足の解消に向けた試み

時間をかけて慎重に検討するもの

- ① 民生委員・児童委員の活動範囲に係る他制度の整理
- ② 時代の変遷に即した定数基準や区域の見直し
- ③ 研修等による民生委員・児童委員の「なり手」への仕組みづくり
- ④ 民児協、単位民児協事務局機能の強化

平成28年 民生委員・児童委員、主任児童委員の一斉改選スケジュール(予定)



民生委員制度100周年記念事業基本計画

1 趣旨

平成29年は、民生委員制度の源である大正6年に岡山県で発足した「済世顧問制度（※）」の創設から100周年を迎え、1世紀という大きな節目の年にあたる。活動のあゆみを総括し、その果たしてきた役割を全国民生委員児童連合会では、民生委員制度やその活動の方向性を示すことで、民生委員・児童委員制度のさらなる発展と活動の充実を図るため、100周年記念事業に取り組むこととしている。

※済世顧問制度

……大正5年5月、宮中で開催された地方長官会議の場で、当時の岡山県知事笠井信一氏は、大正天皇から「県下の貧しい人々の状況はどうか」とご下問を受け、知事は岡山県内の貧困状況を調査し、悲惨な生活状況にあるものが県下の1割に達していることが判明し、事態の重大さに知事は日夜研究を重ね、ドイツのエルバーフェルト市で行われている「救貧委員制度」を参考に、大正6年5月「済世顧問設置規程」を公布し、民生委員制度の源と言われる済世顧問制度が生まれた。

2 実施期間 平成27年4月～平成30年3月（3年間）

3 主な取り組み

- (1) 100周年記念大会の開催（平成29年）
- (2) 100年通史の作成
- (3) 全国モーター調査
 - ・全国23万人という組織力を生かし、全国的な福祉課題の調査
- (4) 重層的な広報（PR）活動
 - ・報道関係機関への働きかけや全国的な広報活動
- (5) これからの民生委員制度やその活動に関する提言
 - ・民生委員自らが現状と課題を整理しつつ、自らが提言
- (6) 機運醸成のための取り組み
 - ・100周年シンボルマークの作成
 - ・スローガン（キャッチコピー）の決定
 - ・ピンバッジ等の作成

「第4回健康寿命をのぼそう!アワード(母子保健分野)」について

平成27年度より、「健やか親子21(第2次)」の推進に資する母子の健康増進を目的とする優れた取組を行っている企業・団体・自治体を表彰し、これを広く国民に周知することにより、あらゆる世代のすこやかな暮らしを支える良好な社会環境の構築を推進。

応募期間：平成27年7月1日(水)～平成27年8月31日(月) 表彰式：平成27年11月16日(月)
応募数：企業部門10件 団体部門23件 自治体部門15件 合計48件

【厚生労働大臣 最優秀賞】(1件)

住友生命保険相互会社「スミセイアフタースクールプロジェクト」

【厚生労働大臣 優秀賞】(3件)

＜企業部門＞広島テレビ放送株式会社「子育て応援団 感染症の予防クロスメディアプロジェクト」
＜団体部門＞認定NPO 法人難病のこども支援全国ネットワーク

「慢性疾病・難病や障害のある子どもとその家族への支援活動」

＜自治体部門＞大阪市東淀川区(大阪府)「東淀川区4・5歳児就学前子育て支援事業」

【厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 優良賞】(3件)

＜団体部門＞公益社団法人群馬県助産師会

「いのちの現場からのメッセージ 助産師の『生まれてきてくれてありがとう』プロジェクト」
＜自治体部門＞
大分県

「『ヘルシースタートおおいた』による妊娠期からの切れ目ない支援体制の構築」

小牧市(愛知県)

「母子保健推進協議会から発信する親子の自己肯定感の醸成＝『心豊かにいきいきと生きる力』
をもつ子どもの成長につなげていくために＝」

※取組概要：<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000104700.html>

第5回(平成28年度)以降も継続予定

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の概要

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うものである。

平成21年度からは、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりなどの事業（病児・緊急対応強化事業）を行っている。

なお、本事業については、平成17年度から「次世代育成支援対策交付金（ソフト交付金）」、平成23年度から「子育て支援交付金」、平成24年度補正予算により「安心こども基金」へ移行した。平成26年度は「保育緊急確保事業」として実施した。さらに、平成27年度からは、「子ども・子育て支援新制度」において、「地域子ども・子育て支援事業」の1つに位置づけられ、「子ども・子育て支援交付金」にて実施している。

○相互援助活動の例

- ・保育施設までの送迎を行う。
- ・保育施設の開始前や終了後又は学校の放課後、子どもを預かる。
- ・保護者の病気や急用等の場合に子どもを預かる。
- ・冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際、子どもを預かる。
- ・買い物等外出の際、子どもを預かる。
- ・病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急預かり対応（平成21年度から）

○実施市区町村 ※平成26年度交付決定ベース

- （ ）は平成25年度末実績
- ・基本事業 774（738）市区町村
- ・病児・緊急対応強化事業 138（132）市区町村

○会員数 ※平成26年度交付決定ベース

- （ ）は平成25年度末実績
- ・依頼会員（援助を受けたい会員） 475, 105人（466, 287人）
- ・提供会員（援助を行いたい会員） 123, 819人（123, 173人）

